

## 長生村太陽光発電設備の設置に関する指導要綱

平成31年3月29日

長生村告示第16号

(目的)

第1条 この要綱は、長生村内における太陽光発電設備の適正な設置に関し必要な事項を定めることにより、事業区域及びその周辺地域の災害の防止をするとともに、良質な生活環境及び豊かな自然環境の保全に努め、地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（建築物等の屋根又は屋上に設置するものを除く。）をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業をいう。
- (3) 事業区域 設置事業を実施する区域全体をいう。
- (4) 事業者 設置事業を実施しようとするものをいう。
- (5) 地元自治会等 事業区域に係る自治会その他の関係者をいう。

(適用を受ける事業)

第3条 この要綱の適用を受ける設置事業は、事業区域（2以上の行政区域にまたがるものを含む。）の合計面積が1,000平方メートル以上であるもの（既に施工又は施工中のものとの一体的に行う場合で、その合計面積が1,000平方メートル以上となるものを含む。ただし、事業者が異なる場合は、この限りでない。）とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令を遵守するほか、事業区域及び周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）を防止し、地元自治会等と良好な関係を保つものとする。

- 2 事業者は、事故等が発生したとき、又は地元自治会等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決するものとし、かつ、再発防止のための措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、土地の形質変更を最小限にとどめ、雨水を敷地で処理できる対策（調整池、地下浸透施設等の設置）及び土砂の流出を防止する対策（溝、土留め等の設置）をとり、事業区域及びその周辺地域において適切な管理に

努めるものとする。

4 事業者は、太陽光発電設備及びこれに付随する施設（フェンス等をいう。）を隣地境界からできるだけ後退させ、特に道路及び住宅等に隣接する箇所については、適度な離隔距離の確保に努めるものとする。

5 事業者は、太陽光発電設備又はその周辺地域の事故その他緊急を要する事態に対応できるよう太陽光発電設備の名称、設置場所及び管理者並びに太陽光発電設備の所有者等の名称及び連絡先の表示を行うものとする。

（2以上の行政区域にまたがる事業区域）

第5条 事業者は、事業区域が2以上の行政区域にまたがる一団の設置事業を計画したときは、当該行政区域に係る設置事業について、あらかじめ関係市町に協議しなければならない。

（文化財の保護）

第6条 事業者は、設置事業を計画しようとするときは、事業区域における埋蔵文化財の有無について、あらかじめ長生村教育委員会及び千葉県教育委員会の確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受ける場合は、申請書を長生村教育委員会を經由して提出するものとする。

3 事業者は、当該事業区域に文化財が所在する場合、又は新たに発見された場合には当該文化財の取扱いについて、長生村教育委員会及び千葉県教育委員会と協議しなければならない。

（地元自治会等への周知）

第7条 事業者は、次条第1項に規定する届出を行う前に、設置事業の施工内容等について地元自治会等に周知を行い、その理解を得なければならない。

（設置届）

第8条 事業者は、設置事業に係る法令等に基づく申請又は届出の前までに、太陽光発電設備設置（新設・変更）届出書（別記第1号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて提出し、村長と協議するものとする。

。

- (1) 太陽光発電事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票）
- (3) 設置区域の位置及び付近の見取図
- (4) 太陽光発電事業実施工程表
- (5) 土地利用現況図及び土地利用計画図
- (6) 事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し

(7) 事業区域の土地が借地の場合は、所有者（借地権を有するものを含む。）との契約書（契約前の場合は両者による確認書）の写し

(8) その他村長が必要と認める書類

2 事業者は、前項に規定する届出後に設置事業の内容を変更しようとするときは、当該設置事業に係る法令等に基づく申請又は届出の前までに、太陽光発電設備設置（新設・変更）届出書の正本及び副本に、それぞれ前項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて提出し、村長と協議するものとする。ただし、村長が特に協議する必要がないと認める場合は、この限りでない。

（協議完了の通知）

第9条 村長は、前条の規定による協議が完了したときは、副本を当該事業者に送付するものとする。

（指導）

第10条 村長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、処理状況報告書（別記第3号様式）を村長に提出するものとする。

（設置事業の着手又は完了の届出）

第11条 事業者は、設置事業に着手したときにあつては着手届（別記第4号様式）を、設置事業が完了したときにあつては完了届（別記第5号様式）を速やかに村長に提出するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。